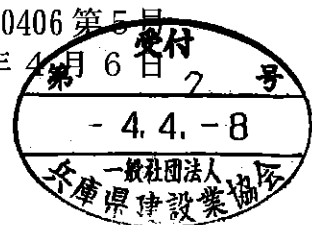
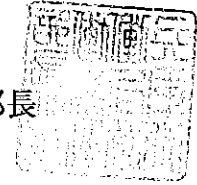


兵労基発 0406 第 5 号
令和 4 年 4 月 6 日



一般社団法人兵庫県建設業協会長 殿

兵庫労働局労働基準部長



令和 4 年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、従前より、労働安全衛生法令に基づく対策の徹底、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）に基づく措置の的確な実施、自主的な安全衛生活動の促進等を図ることにより、建設業における安全衛生対策を推進してきたところです。

今般、第 13 次労働災害防止計画（平成 30 年 2 月 28 日厚生労働省策定、平成 30 年 3 月 19 日公示）における計画期間（2018 年 4 月から 2023 年 3 月までの 5 年間）の最終年度である令和 4 年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項について、別添のとおり定め、同留意事項に基づき取組を進めることとしています。

つきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止にも十分に御配慮された上で、別添を傘下の関係者等に御周知されること等により、引き続き、建設業の安全衛生対策の推進に特段の御配慮を賜れますよう御協力をよろしくお願いいたします。